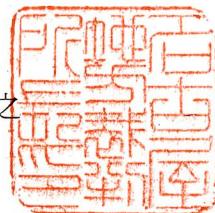


名地裁總第 502 号

令和 4 年 4 月 25 日

山 中 理 司 様

名古屋地方裁判所長 大 熊 一 之



司法行政文書の開示についての通知書

3 月 26 日付け（同月 29 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

令和 4 年度部の構成、裁判官等の配置及び代理順序並びに裁判事務の分配（4 月 18 日以降）のうち、「第 1 部の構成及び裁判官等の配置」（片面で 4 枚）

2 提供の実施方法

1 の情報を記載した写しの送付

（担当）総務課 電話 052 (203) 9802

## 第1 部の構成及び裁判官等の配置

### 1 地方裁判所

所長 大熊 一之

#### (1) 本庁民事部

第1部	五十嵐章裕	小林 健留	前田早紀子	高橋 有
	松浦 絵美			
第2部	加島 滋人	大久保香織	石川真紀子	阿久津見房
	武藤 裕一 (填)安田 裕子			
第3部	安田大二郎	高橋 正典	小川 敦	前田 亮利
	西尾 太一	坂本 辰仁	川内 真里	
第4部	岩井 直幸	川勝 庸史	棚井 啓	若林 貴子
	新田 浩志	秦 卓義	渡邊 麻紀	
第5部	鈴木 昭洋	池田 幸子	吉田 晃一	石川 鳩人
第6部	上村 考由	舟橋 伸行	久田 淳一	大井 友貴
第7部	斎藤 肇	三嶋 朋典	今城 智徳	白鳥 葵
	飯塚 大航			
第8部	西村 修	山岸 秀彬	藤根 康平	梁川 将成
第9部	日置 朋弘	磯部 幸恵	佐久間 隆	湯浅 雄士
	岩谷 彩			
第10部	佐野 信	赤谷 圭介	佐藤 雅浩	早川 友裕

#### (2) 本庁刑事部

第1部	山田 耕司	諸徳寺聰子	戸崎 涼子	岩見 貴博
	(兼)岩谷 彩	(兼)井筒 土筆	(兼)吉川この実	
第2部	森島 聰	棚村 治邦	吉川この実	
第3部	宮本 聰	西前 征志	井筒 土筆	(兼)大井 友貴
第4部	辛島 明	藤根 桃世	井上 敦子	後藤 沙彩

奥野 育美

第5部 大村 陽一 遠藤圭一郎 (兼)藤田 陽平 (兼)奥野 育美

第6部 平城 文啓 伊藤 昌代 藤田 陽平

(3) 一宮支部

池田 信彦 柳本つとむ 山田 順子 島田 尚人

岡田 卓 安田 裕子 十川 結衣

(4) 半田支部

加藤 員祥 黒木 裕貴 馬場 梨代

(5) 岡崎支部

民事部 朝日 貴浩 (兼)村瀬 賢裕 横山 真通

(兼)三芳 純平 (兼)溝田 泰之 多々良周作

中畑 章生 (兼)鈴木 真耶 寺崎 千尋

畦地 英稔 今泉さやか 石黒 史岳

(兼)西脇 典子 種村 仁志 堀内 信宏

(兼)足立 瑞貴 (兼)堀内さゆみ

刑事部 (兼)朝日 貴浩 村瀬 賢裕 (兼)横山 真通

三芳 純平 溝田 泰之 (兼)多々良周作

(兼)中畑 章生 鈴木 真耶 (兼)寺崎 千尋

(兼)畦地 英稔 (兼)今泉さやか (兼)石黒 史岳

西脇 典子 (兼)種村 仁志 (兼)堀内 信宏

足立 瑞貴 堀内さゆみ

(6) 豊橋支部

唐木 浩之 近藤 猛司 武村 重樹 松山 美樹

築田 真央 石崎 悠貴

2 簡易裁判所

(1) 名古屋簡易裁判所

ア 裁判官

伊藤 納	青木 誠	市川 幸司	伊藤 慶孝
揖斐 潔	岩原 寛	久保 則昭	河野 文孝
佐藤 有司	白木 益美	立川 忠	村上 智子
若山 正隆			

イ 民事調停官

濱嶽 将周	矢田 啓悟	木村 啓助	高井 洋輔
寺島 隆宏	西村 俊一		

(2) 春日井簡易裁判所

武長 信次

(3)瀬戸簡易裁判所

上杉 誌朗

(4) 津島簡易裁判所

小川 達夫

(5) 一宮簡易裁判所

福井 芳成 堀内 满

(6) 犬山簡易裁判所

勝川 好夫

(7) 半田簡易裁判所

西川 清春 (填)小川 達夫 (填)佐々木 憲

(8) 岡崎簡易裁判所

徳丸 哲夫	(填)上杉 誌朗	(填)佐々木 憲	(填)柴田 和也
(填)牧野 光志			

(9) 安城簡易裁判所

梶本 宜孝 (填)勝川 好夫

(10) 豊田簡易裁判所

田島 憲一

(11) 豊橋簡易裁判所

柴田 和也 牧野 光志 (填)佐々木 憲

(12) 新城簡易裁判所

佐々木 憲

3 調停主任の指定

地方裁判所本庁の調停事件（職権調停事件のうち、当該部において自ら処理する事件は除く。）については、民事第2部に所属する裁判官を、支部及び簡易裁判所の調停事件については、各調停委員会を構成する裁判官（名古屋簡易裁判所においては民事調停官を含む。）を、それぞれ民事調停法第7条第1項の調停主任とする。

4 労働審判官の指定

民事第1部に所属する裁判官（未特例判事補を除く。）を労働審判法第8条の労働審判官とする。